

仕 様 書

1（伐倒作業）

- （１） 区域内の立木すべてを伐倒すること。
- （２） 事業区域外で作業の支障となり伐採や枝切り等が必要な木が発生した場合は、速やかに県有林管理スタッフに報告すること。

2（土地の形質の変更）

土場の造成や既設道の拡幅などを行う場合は、事前に県有林管理スタッフと協議し、保安林内作業許可等の手続きが完了してから作業を実施すること。

3（末木枝条等の取扱）

造材作業に伴い発生した末木枝条等は可能な限り搬出すること。

やむを得ず残置する場合は一箇所に集積せず、沢地や河川、排水施設等を除く、県有林内の安定した場所に分散、残置させること。

なお、作業に伴い沢等に落下した末木枝条等は放置せず、引き上げた後、滑落防止の措置を講じること。

4（林地残材の取扱）

林内で発生した残材は原則全て搬出することとし、植栽及び下刈り作業の支障にならないよう整理すること。

5（一貫作業システムの導入）

主伐及び再造林は、一貫作業システムにより実施するため、枝条の搬出等に関して、県有林管理スタッフと協議を行い、その後の植栽作業が円滑に行えるよう努めること。

6（道路使用）

各道路について、作業等により損傷を与えないこと。

損傷を与えた場合は、買主側の負担で修繕すること。

なお、道路使用に当たっては、事前に関係機関立ち会いのもと道路状況の撮影、協議を行うこと。

作業、運搬等による道路損傷の疑義が生じた場合は、関係機関と証拠書類等を突合のうえ、協議を行うこと。

7（濁水防止）

伐採期間を通じ、河川等に土砂が流出しないよう十分な対策を講じ、濁水防止に努めること。

8（調査等）

現地では、各機関による下記の試験研究や調査等が予定されており、実施にあたっては、県有林管理スタッフが連絡調整を行うので、各担当者の指示に従い、協力をするこ
と。

（1）特に協力を求める調査

- ・用途別出材量調査（詳細は「別紙1」参照）

（2）その他の試験研究・研修

- ・県林業関係職員研修等
- ・中山間地域研究センターが実施する試験研究等

9（連絡体制等）

買主側で、この作業の連絡責任者や緊急連絡体制を定め、県有林管理スタッフに通知するとともに、現場着手をした場合は「着工届」及び「工程表」、完了した場合は「完了届」を提出すること。なお、様式は、任意とする。

また、中山間地域研究センターで開催される県有林管理事業者会議等への出席を求めた場合は、出席すること。